

義務履行証明書

証明事項	主管課	証明年月日	係	係長	課長	備考
◆ 納入すべき諸税等	納税課	令和 年 月 日				
◆ 保険税等	健康保険課					
◆ 土地売払貸付料等	契約管財課					
◆ 港湾施設使用料・土地売払貸付料等	港湾課					
◆ 水道料金納付	水道部					
◆ 賦課金 ◆ 換地清算金等	石垣島土地改良区	令和 年 月 日				

に添付書類として必要ですので、上記関係課に完納されていることを証明願います。

また、上記証明事項について、納税課において、納入状況等を確認し、証明書を発行することに同意いたします。

※個人情報保護のため、申請時に窓口にみえた方の「本人確認」をさせていただきます。
なお、代理の場合は、「委任状」が必要で、代理人にも「本人確認」をさせていただきます。
※税又は使用料等を2週間以内に納付された方は領収書の提示を、口座引き落としされた方は「引き落とし通帳」の提示をお願いします。
※義務履行証明書の有効期間は証明日より1ヶ月以内とし、その期間内ならコピーを可とします。
※義務履行証明は、12:00~13:00の間は取り扱っておりませんのでご注意ください。

令和 年 月 日

住所
(フリガナ)
氏名

印

石垣市長
石垣島土地改良区理事長

中山義隆 殿